

# カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託に関する企画提案募集要項

令和6年4月18日

発注者 かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会  
実行委員長 小熊 誠

## 1 募集の趣旨

「カナガワ リ・古典プロジェクト」は、地域にゆかりのある伝統文化を、時代に合わせた新しい発想で活用し、現代を生きる文化芸術として再(Re:リ)発信することで、伝統文化の持つ魅力・価値を再(Re:リ)発見する機会の創出を目指すプロジェクトです。

地域に根付く伝統文化を次世代に継承すること、地域のにぎわいの創出に繋げることを目指して事業を実施しており、これまで、文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（令和4年度のみ「子供たちの伝統文化の体験事業」）を活用し、県内各地を舞台に平成25年度から過去11回公演等を開催しています。

回	年度	会場
第1回	平成25年度	横浜市西区紅葉ヶ丘地区の3つの公共ホール
第2回	平成26年度	藤沢市江の島内
第3回	平成27年度	伊勢原市大山周辺
第4回	平成28年度	史跡小田原城跡等
第5回	平成29年度	大磯港芝生広場
第6回	平成30年度	茅ヶ崎市民文化会館
第7回	令和元年度	秦野市文化会館
第8回	令和2年度	鎌倉市内
第9回	令和3年度	小田原三の丸ホール
第10回	令和4年度	杜のホールはしもと
第11回	令和5年度	山北町立川村小学校、海老名市文化会館等

12回目の開催となる令和6年度は、川崎市と横浜市鶴見区の2か所を会場に事業を行います。

約150万人の人口を擁し、市制100年を迎える川崎市では、都市空間における文化を核としたコミュニティ活性化のモデル創出を目指して事業を開催します。

川崎には、都市化の中で継承されてきた多様な伝統文化が存在していますが、本事業では、近年の再開発によって新たな住民となった人々が地元の伝統文化の魅力や価値を再(Re:リ)発見し、身近なコミュニティの中で将来に向けて継承しようという機運を醸成するとともに、海外からの移住者や来訪者も多い都市空間の中で、地域の伝統文化と海外の文化のつながりを認識するきっかけを提供し、地域の多様な住民の交流促進と多文化共生の啓発を目指します。また、神奈川県内の継承が危ぶまれている民俗芸能を川崎の住民が体験する機会を設けることで、都市の住民が農山村部の民俗芸能の担い手として活動する、新たな広域のコミュニティ構築の可能性を模索します。

横浜市鶴見区の会場では、地域住民が守ってきた民俗芸能を中心に上演する川崎会場に対し、より定式化された我が国古来の伝統芸能である声明を上演し、県民が身近でより芸術性の高い古典の作品を鑑賞する機会を提供し、地域のみならず日本の伝統文化全体に対する興味関心を高めます。

実施に当たっては、出演団体等と十分に調整を行った上で、安全に配慮し、効果的な事業を行うよう求めます。このため、業務の実施方法を予め特定せず、事業目的に沿った運営及び事業の実施のためのより効果的な提案を総合的に評価・判断し、選定することが必要であり、競争入札に適さない

ものであることから、公募型プロポーザル方式による随意契約により業務の委託先を募集します。

## 2 委託業務の名称

カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託

## 3 業務の概要

カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見の企画、制作、運営、広報、報告書及び記録の作成

## 4 委託業務の内容

別添「カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託仕様書」のとおり

## 5 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

## 6 委託料上限額

24,319,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務委託の契約締結に係る上限額

※ うち18,619,000円については、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）によるため、経費が補助の対象となるかに留意し、当該募集案内等に基づいて事業を実施すること。

## 7 応募資格

本企画提案の参加資格は、企画提案書類の提出から事業終了までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 「カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託に関する企画提案募集要項」に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 「文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）募集案内」等を確認し、それらの規定を遵守すること。
- (5) イベント公演運営の実績（令和2（2020）年度以降）を有すること。
- (6) イベント公演運営に関し相当の知識・経験を有する職員を配置することができ、実施目的に沿った事業運営が可能な者であること。
- (7) 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）及び、消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含めない

こと。

- (12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、代表者及び役員の名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。

## 8 参加手続き

参加意思表明書を提出し参加の意思表明をした後、企画提案書等関係書類を提出してください。なお、この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

### (1) 参加意思表明書の提出

#### ア 提出期限

令和6年4月26日（金）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

「参加意思表明書」（様式1）、「誓約書」（様式2）及び別紙「役員等氏名一覧表」を神奈川県文化課宛てでメール、ファクシミリ、郵送、持参等で御提出ください。

ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐためファクシミリ送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

### (2) 質問書の提出及び回答

#### ア 提出期限

令和6年4月26日（金）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

「質問書」（様式3）を神奈川県文化課宛てでメール、ファクシミリ、郵送、持参等で御提出ください。ファクシミリの場合は、未到着等の事故を防ぐためファクシミリ送信後、電話で送付の旨を御連絡ください。

#### ウ 回答方法

質問書の回答を集約して、令和6年5月2日（木）までに参加意思表明書（様式1）を提出した全ての方にファクシミリ又はメールにて回答します。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提出期限

令和6年5月10日（金）17時まで（必着）

#### イ 提出方法

持参又は郵送による。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時までとします。

#### ウ 提出書類

(ア) カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託企画提案書（様式4）

(イ) 事業者の概要に関する調書（様式5）

(ウ) 公演等の実施に関する業務実績（様式6）

(エ) 事業実施に関する企画書（様式7）

(オ) 追加提案（様式8）

(カ) 業務実施体制（様式9）

(キ) 見積書（任意様式）

※ 経費の明細を記載すること（別紙可）。地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）【文化芸術振興費補助金】募集案内 60 ページを参照

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/r06\\_sogokatsuyo/pdf/93971301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r06_sogokatsuyo/pdf/93971301_01.pdf)

※ 見積書(正本)は、「かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会 実行委員長宛てとしてください(代表者印を押印しない場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記してください。)

エ 提出部数 6部(1部正本、残り5部は複写可)

※ 必要要件が的確に分かる既存資料があれば、各様式に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料(A4判)を添付することも可とします。

オ 提出先 かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会事務局

(神奈川県文化スポーツ観光局文化課マグカル推進グループ内)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁エネルギーセンター棟1階

## 9 審査方法

応募のあった提案事業について、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。プレゼンテーション審査の実施日時及び場所は別途、カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託企画提案書(様式4)に記載の連絡先にお知らせします。

### (1) 書類審査

審査委員は、提出された企画提案書について次の評価項目により点数評価を行います。

※ 各審査員の審査点が、最低基準点である60点を満たさない場合は不採用とします。

※ 1項目でも0点がある場合は不採用とします。

※ 同点の場合は、評価項目のうち「事業実施手法及び内容」の各項目の合計点数が高い提案を採用します。さらに同点の場合には、審査委員が協議の上、決定します。

### ○評価項目

評価事項	評価項目	配点
業務遂行能力 (25点)	1 同種又は類似業務の十分かつ良好な実績があるか。(様式6)	10点
	2 事業全体の業務実施体制は適切か。(様式9)	10点
	3 個人情報保護などコンプライアンスは適切か。(様式9)	5点
事業実施手法及び内容 (75点)	1 事業実施に当たっての総合的な考え方、企画内容は適切か。(様式7)	10点
	2 川崎市コンベンションホールにおける公演の内容は適切かつ効果的か。(公演のタイムスケジュール、空間の活用方法等)(様式7)	10点
	3 川崎市コンベンションホール内ホワイエを活用した企画内容は適切か。(様式7)	5点
	4 神奈川県内民俗芸能のワークショップの企画内容は適切か。(様式7)	10点
	5 横浜市鶴見区における公演等事業の内容は適切かつ効果的か。(公演のタイムスケジュール、空間の活用方法等)(様式7)	10点
	6 映像作品の制作及び配信に係る企画内容は適切かつ効果的か。(様式7)	5点
	7 広報計画の内容は適切かつ効果的か。(様式7)	10点
	8 達成目標の設定、算定の考え方は適切か	5点
	9 追加提案に於いて、独自性等アピールできる点があるか。(様式8)	5点
	10 見積書の積算は妥当であるか。(任意様式)	5点
合計		100点

### (2) プレゼンテーション審査

書類審査の合計点の上位3位までの提案事業について、提案者にプレゼンテーションを行います。3位に同点の提案がある場合には、同点の提案者全員を審査対象とします。

提案者の実施するプレゼンテーションについて、審査委員は書類審査と同様の基準に基づき、

採点を行います。採点は、書類審査で委員自身が採点した得点に必要な応じて加点・減点を行い、それを最終的な得点とし、各審査委員の合計得点が最も高い提案を採用とします。

なお、同点の場合は、評価項目のうち「事業実施の手法及び内容」の各項目の合計点数が高い提案を採用します。さらに同点の場合には、審査委員が協議の上、決定します。

プレゼンテーションに要する経費、機器は提案者の負担となります。

### (3) 参加が無効になる場合

参加意思表明書（様式1）、企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 委託料が6に記載の上限額を超えるもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 応募資格のないもの

### (4) 審査結果の通知

審査結果を踏まえて委託先を決定し、令和6年5月末まで（予定）に結果を通知します。

### (5) 外部への情報提供

事業の透明性を確保するため、応募のあった団体の名称及び事業計画の概要、選定された団体の名称、実施した事業の結果を神奈川県ホームページ等で公表します。

## 10 契約

委託先として決定された者は、発注者と契約を締結することとします。

なお、発注者が、この契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。また、実際に記名押印を完了した日をもって契約締結日とします。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案募集の参加にかかる経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は、認めません。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、審査以外の目的には無断で使用しません。

## 12 問合せ先・提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1（神奈川県庁エネルギーセンター棟1階）

かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会事務局

（神奈川県文化スポーツ観光局文化課マグカル推進グループ）

担当 小田島、前原

電話 045-285-0220（直通）

ファクシミリ 045-210-8870  
電子メール [bunpro.6fp7@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:bunpro.6fp7@pref.kanagawa.lg.jp)  
受付時間 9時～12時、13時～17時（平日）